

上尾市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年5月7日付け上尾市監査委員告示第3号で公表した定期監査の結果に基づき、上尾市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、別紙のとおり公表する。

令和2年9月3日

上尾市監査委員	小	林	二三男
上尾市監査委員	矢	部	勝巳
上尾市監査委員	鈴	木	彬

指摘事項措置報告書

指摘事項	措置状況
<p>(1) 支出関係</p> <p>ア 次の補助金等については、要綱に定める交付期日を過ぎて補助金等が交付されるなどしていたものであり、各要綱に基づく適正な事務処理を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部環境センター・西貝塚環境センターに係る合同対策協議会補助金 【環境経済部西貝塚環境センター】 ・西貝塚環境センター運営協力交付金 【環境経済部西貝塚環境センター】 ・空閑地事業維持管理費補助金 【都市整備部みどり公園課】 <p>イ 次の補助金については、補助金申請にあたって要綱で定める添付書類が添付されていなかったことから、各要綱に基づく適正な事務処理を行い、又は現状にあわせ要綱の見直しを検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会所等整備事業費補助金 【市民生活部市民協働推進課】 ・商店街活力再生推進事業費補助金 	<p>要綱を遵守し、定められた交付期日までに補助金の交付を執行します。 【環境経済部西貝塚環境センター】</p> <p>要綱を遵守し、定められた交付期日までに交付金の交付を執行します。 【環境経済部西貝塚環境センター】</p> <p>他業務との多忙な時期と重なり、交付期日を過ぎて事務処理を行いました。 今後は、「維持管理費進捗管理表」を作成し、交付期日が過ぎないように適正な事務処理を行います。 【都市整備部みどり公園課】</p> <p>現状にあわせて要綱の見直しを実施しました。 【市民生活部市民協働推進課】</p> <p>補助金申請時の添付書類を確認するな</p>

<p style="text-align: center;">【環境経済部商工課】</p>	<p>ど、要綱を順守した適正な事務処理を徹底します。</p> <p style="text-align: right;">【環境経済部商工課】</p>
<p>(2) 契約関係</p> <p>ア 次の契約については、工期が限られていたことから分割して発注・契約したものである。市の契約規則及び契約事務執行要綱に基づき適正な事務処理を行うとともに、計画的な事務執行を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども広場フェンス設置工事 ・水路付替整地工事 <p style="text-align: center;">【都市整備部みどり公園課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理棟周辺門扉設置工事 ・管理棟周辺縁石工事 ・外構工事 <p style="text-align: center;">【都市整備部みどり公園課】</p> <p>イ 平成30年度に実施した緊急の小規模修繕工事(単価契約)や道路修繕工事の一部について、契約の限度額を超過したことなどにより工事費用を支払うことができない事案が発生し、年度内に適切な予算措置や繰越手続き、契約締結(変更)手続きを行わずに、平成31年度の予算から支出していた。法令や市の予算規則、契約規則に基づく適正な事務処理を行うべく、再発防止のための必要な対策を講じられたい。</p> <p style="text-align: center;">【都市整備部道路課】</p> <p>ウ 次の契約については、一部に不適切な契約事務手続きが見受けられたこと</p>	<p>今後は、地方自治法第2条の「最少の経費で最大の効果を挙げる」等に基づき、一つの契約として、できる限り競争入札を実施します。</p> <p>また、発注において、適正な事務処理を行うため、「発注についての注意事項」を作成し、周知徹底を図り、合理的な事業執行に努めます。</p> <p style="text-align: center;">【都市整備部みどり公園課】</p> <p>再発防止策として、小規模工事の発注について、「事務の流れ」、「残額確認体制」「予算執行管理」について定めた「小規模工事(単価契約)対応マニュアル」を作成しました。</p> <p>今後は、当マニュアルに基づき適正な事務処理を行うものとします。</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部道路課】</p>

<p>から、適切な事務処理を行う必要がある。</p> <p>(ア) 請書（契約書）の所在が確認できなかったもの</p> <ul style="list-style-type: none">・「DocuPrint2020 保守業務」 【総務部 I T 推進課】 <p>(イ) 契約者の決定から契約締結までの手続きが、市の契約事務執行要綱で定める締結期限までに行われておらず、また、契約締結日と履行期間に齟齬があったもの</p> <ul style="list-style-type: none">・上尾駅出張所、尾山台出張所非常通報装置保守点検業務 【市民生活部市民課】 <p>(ウ) 2者から見積を徴取し安価であった業者と契約を締結しているものの、起工起案を確認することができなかったもの</p> <ul style="list-style-type: none">・シュレッダー撤去処分委託業務 【環境経済部商工課】	<p>押印漏れの請書については、受託者の押印のうえ提出されました。今後、上尾市契約規則等に則って、漏れないよう適切に事務処理を行います。</p> <p>【総務部 I T 推進課】</p> <p>令和2年度の上尾駅出張所、尾山台出張所非常通報装置保守点検業務について、上尾市契約事務執行要綱を確認し、契約事務を行いました。</p> <p>今後は、上尾市契約規則及び上尾市契約事務執行要綱に基づく適正な事務処理を行います。</p> <p>【市民生活部市民課】</p> <p>「上尾市契約規則」や「随意契約ガイドライン」に則り、起工起案から支払いに至るまで、適切な契約を行います。</p> <p>【環境経済部商工課】</p>
---	---

エ 市有地貸付契約に際し、貸付料に係る土地評価額を契約後に確認していた。市の財産規則に基づき適切な契約事務に努める必要がある。

【環境経済部商工課】

市有地貸付契約の相手方と協議の上、契約年度の前年度の固定資産評価額をもって、「埼玉県普通財産貸付料算定基準」に基づき算定することとなりました。

よって、今後は土地評価額の確認は契約前に行うとともに、「上尾市財産規則」や「上尾市契約規則」を順守して契約を行います。

【環境経済部商工課】